せいじょうこうていじせい がっこうせいかつ 成城高校定時制 学校生活のルール

1.登下校

(1)登校

定時制の生徒は策門から校内に入ること。 ゼロ版自授業のない曜日の開門時刻は、17時30分とする。 ゼロ版自授業のある曜日の開門時刻は、17時15分とする。 個別の指導等により必要のある場合は、事前に教賞と約束した時刻に登校すること。

(2) 下校

通常授業日の完全下校時刻は、22時15労とする。 短縮授業日の完全下校時刻は、21時45労とする。 部活動の活動時間は、完全下校時刻の15分前までとする。

2. 通学

(1)自転車通学

(7) 自転車週子 校内に入る前に自転車を降り、校内では自転車を押して移動すること。 自転車は所定の駐輪場に駐輪し、各自で施錠すること。 自転車をやむを得ず駐輪場に置いて帰宅する場合は、学校の許可を得ること。 法令に従い、ブレーキ、ライト、警音器(ベル)を整備すること。 その他、交通安全にかかわる法律や規則を遵守すること。

※ 着陵道転の例…信号無視、二人乗り、輸さし道転、2台以上での並走、 車道の若側走行、スマートフォンの操作や通話をしながらの道転、 イヤホン等の使用により間前の音や声が聞こえない状態での運転

(2) 単車通学

50cc以下の原付バイクのみ、学校の許可を得た場合に通学に利用することができる。 その他のバイクや自動車での通学は認めない。

「単車通学許可願および誓約書」に必要な提出書類を添えて、生活指導部に提出すること。 <整約事項>

- ・故障、改造のある草両や、整備不良車を用いないこと。
- ・強制保険と任意保険に加入すること。
- ・許可シールを、担当教員に指示された見えやすい場所に貼ること。
- ・許可された単車以外で通学しないこと。
- ・申請内容に変更が生じた場合は、ただちに担任に報告し、許可の更新手続きをとること。
- ・校内ではエンジンを切り、押して移動すること。
- ・指定場所に駐車した後は、下校時まで許ずなく触れず、移動させないこと。
- ・他人に貸したり、他人を乗せたりしないこと。
- ・交通安全に関する法令を守り、安全運転に努めること。

3. 遅刻・欠課・早退

|限首は||5分を越えて生徒が不在の場合を欠課とする。

2限首~4限首およびゼロ限首は5分を越えて生徒が不在の場合を欠課とする。

とうきっぱん 登校後は、すべての授業が終わるまで校外へ出ることはできない。

欠席・遅刻をする場合は、授業開始時刻までに職員室に電話連絡をすること。

を見ないする場合は、担任の許可を得ること。また、帰宅後すぐに学校に帰着連絡をすること。

4. 保健室

保健室での休養は原則として I授業時間までとする。飲み薬は与えない。 保健室で休養している時間は、遅刻・欠課の基準となる「不在」の時間に含める。 体調が回復しない場合は、教賞が保護者に進絡をした後、早退するものとする。

5. 所持品

首分の更なロッカーおよび下足ロッカーの中以外に私物を置いておくことはできない。ロッカーは溶難防止のため、必ず施錠すること。

教科書、ノート、ファイル、スリッパ、体育館シューズ等の所持品には必ず名前を書くこと。

多額の現金や貴量品は学校に持参しないこと。やむを得ず持参したときは、カバンやロッカーに入れることなく、常に身につけておくこと。

生徒間で金品の貸し借りを行わないこと。

6. 教室·施設

授業等で使用しない教室や階、施設に立ち入らないこと。

体育館・剣道場・柔道場・視聴覚室・ソフトウェア教室・CAD室・物理教室・化学教室・図書室等の教室・施設には飲食物を持ち込まないこと。

7. 特別指導

飲酒、喫煙、暴力行為、恐喝、窃盗・方引き、いじめ、不正行為 (カンニング)、故意の器物破損、授業妨害、暴賞、指導拒否、その他の迷惑行為は特別指導の対象とする。

校長訓告および謹慎指導の申し渡しは保護者同伴のもと、校長が行う。

※20歳以上の生徒であっても、以下の場所での飲酒・喫煙は特別指導の対象とする。 【秘内、学校間辺の路上、深江播劇および放出劇から学校までの路上および喫煙所】